

平成23年12月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第414号 過払金返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年10月21日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

福岡市中央区天神四丁目4番20号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

湯 川 優 子

株 式 会 社 し ん わ

日 下 部 豊

平 間 孝 治

主 文

- 1 被告は、原告に対し、188万2582円及びうち172万6654円に対する平成14年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、貸付けに係る債務の弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「別紙計算書」という。）の残元金欄記載のと通りの過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、別紙計算書の残元金欄記載の過払金及び

これに対する民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

1 前提事実（認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。）

(1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。）3条所定の登録を受けた貸金業者である（弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、被告との間で、利息制限法所定の利息の制限額を超える約定を含む金銭消費貸借契約を締結し、別紙計算書の年月日欄記載の日に、借入金額欄又は弁済額欄記載のとおり金銭の借入れ又は弁済を行った（甲1、乙1、2。以下「本件取引」という。）。

(3) 被告は、「悪意の受益者」（民法704条前段）であり、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（弁論の全趣旨）。

2 本件の争点は消滅時効の成否であり、これに関する当事者の主張は次のとおりである。

（被告の主張）

被告が、本件取引に関する平成7年5月22日付借入限度基本契約（5条）に基づき、平成11年8月5日、原告に対する与信額を0円に設定したことにより（以下「本件措置」という。）、原告被告間の本件取引に関する基本契約（以下「本件基本契約」という。）に基づく充当合意は消滅したというべきである。これにより、過払金返還請求権の行使を妨げる法律上の障害が存在しなくなったのであるから、本訴請求のうち、平成13年6月28日（本訴提起日である平成23年6月28日から10年さかのぼった日）以前に発生した部分については消滅時効が完成したというべきであり、被告は、かかる消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告の主張)

本件取引は、平成3年3月1日から平成14年3月1日まで一連一個の取引であり、過払金返還請求権の消滅時効は、同取引が終了した平成14年3月1日の翌日から進行するというべきである。

第3 争点に対する当裁判所の判断

- 1 前記第2, 1(2)の事実と弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、被告との間で、平成3年3月1日ころ、本件基本契約を締結したと認められ、かかる事実と弁論の全趣旨を総合すれば、本件基本契約は、基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ前記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(以下「過払金充当合意」という。)を含むものであったと認められる(なお、証拠(乙3の1・2)及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、被告との間で、平成7年5月22日、本件取引に関し、①借入限度額の範囲内で繰り返し借入れできる旨及び②被告の都合により、同限度額の減額又は貸付けを中止されることがある旨の合意をした事実が認められるものの、本件基本契約締結当時における過払金充当合意が前記①②と同内容のものであったとまで推認することは困難である。)
- 2 ところで、過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過

払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後が発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

借主は、基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点において存在する過払金の返還を請求することができるが、それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは、借主に対し、過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなるから、そのように解することはできない(最高裁判所平成17年(受)第844号平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1073頁、最高裁判所平成17年(受)第1519号平成19年6月7日第一小法廷判決・裁判集民事224号479頁参照)。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について前記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である(最高裁判所平成20年(受)第468号平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照)。

3 以上の判示によれば、過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借取引において、同取引継続中に前記合意が消滅したと認められるためには、その時点において、以後、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったことを要するというべきである。

この点、被告は、平成11年8月5日に本件措置を採ったことにより、本件基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった旨主張し、証拠（乙4、5）及び弁論の全趣旨を総合すれば、当該事実（被告が平成11年8月5日に本件措置を採ったこと）が認められる。

しかしながら、前記1の判示に弁論の全趣旨を総合すれば、本件基本契約は、多数回に及ぶ借入れ及び弁済が繰り返されることを当然に予定しているものといえ、被告が原告に対する貸付けを中止する措置を一度採った場合に、その後、再度の貸付けが行われる可能性が存在せず、当該措置が本件基本契約に基づく取引の終了に至るまで継続することを前提としているとは認められない。かえって、当該措置が採られたとしても、その後、弁済により約定利率に基づく残債務額が消滅又は減少した場合は、再度、原告が、被告から新たな借入れをすることができる可能性があることを前提としているものというべきである。そうすれば、被告が、原告に関して本件措置を採ったとしても、かかる事実から本件措置以後、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったとまで認めるのは困難である。

よって、被告指摘に係る事情は、前記最高裁判決にいう「特段の事情」には該当しないというべきである（仮に、本件措置の後、被告が原告からの追加借入れの申込みを拒否したとしても、かかる被告の拒否が、本件基本契約に基づく貸付けを、以後、一切行わない旨の明示的なものでない限り、過払金充当合意と異なる合意の存在に匹敵する

ものとして前記最高裁判決が指摘する「特段の事情」には該当しない
というべきである。)

- 4 以上のとおりであるから、本争点における被告の主張は採用できず、
本件取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、同取引が終
了した時点、すなわち、本件取引の最終日である平成14年3月1日
から進行するものと認められる。
- 5 よって、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容することとし
(計算方法は別紙計算書のとおり)、訴訟費用の負担につき民訴法61
条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用し、仮
執行免脱の宣言は必要がないからこれを却下することとして、主文の
とおり判決する。

長崎地方裁判所民事部

裁 判 官 上 村 善 一 郎

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX
 業者名: しんわ
 会員番号: O15-023564

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H3.3.1	50,000		0.2				50,000		
2	H3.3.22		10,000	0.2	21	575	0	40,575	0	0
3	H3.4.22			0.2	31	689	689	40,575	0	0
4	H3.4.23		10,000	0.2	1	22	0	31,286	0	0
5	H3.4.30		32,839	0.2	7	120	0	-1,433	0	0
6	H3.4.30	100,000		0.2	0	0	0	98,567	0	0
7	H3.5.22		10,000	0.2	22	1,188	0	89,755	0	0
8	H3.6.20		10,000	0.2	29	1,426	0	81,181	0	0
9	H3.7.22		10,000	0.2	32	1,423	0	72,604	0	0
10	H3.8.21		10,000	0.2	30	1,193	0	63,797	0	0
11	H3.9.24		10,000	0.2	34	1,188	0	54,985	0	0
12	H3.10.11		64,727	0.2	17	512	0	-9,230	0	0
13	H3.10.11	150,000		0.18	0	0	0	140,770	0	0
14	H3.10.22		12,000	0.18	11	763	0	129,533	0	0
15	H3.10.30		141,030	0.18	8	511	0	-10,986	0	0
16	H3.10.30	500,000		0.18	0	0	0	489,014	0	0
17	H3.11.20		25,000	0.18	21	5,064	0	469,078	0	0
18	H3.12.20		25,000	0.18	30	6,939	0	451,017	0	0
19	H4.1.20		25,000	0.18	31	6,882	0	432,899	0	0
20	H4.2.22			0.18	33	7,025	7,025	432,899	0	0
21	H4.2.24		25,000	0.18	2	425	0	415,349	0	0
22	H4.3.19		25,000	0.18	24	4,902	0	395,251	0	0
23	H4.4.22		25,000	0.18	34	6,609	0	376,860	0	0
24	H4.5.20		25,000	0.18	28	5,189	0	357,049	0	0
25	H4.6.12		439,804	0.18	23	4,038	0	-78,717	0	0
26	H4.6.12	500,000		0.18	0	0	0	421,283	0	0
27	H4.7.1		20,000	0.18	19	3,936	0	405,219	0	0
28	H4.8.3		21,000	0.18	33	6,576	0	390,795	0	0
29	H4.8.31		20,000	0.18	28	5,381	0	376,176	0	0
30	H4.10.1		20,000	0.18	31	5,735	0	361,911	0	0
31	H4.10.28		20,000	0.18	27	4,805	0	346,716	0	0
32	H4.11.30		20,000	0.18	33	5,627	0	332,343	0	0
33	H4.12.30		20,000	0.18	30	4,903	0	317,246	0	0
34	H5.2.1		20,000	0.18	33	5,162	0	302,408	0	0
35	H5.3.1		20,000	0.18	28	4,175	0	286,583	0	0
36	H5.3.31		20,000	0.18	30	4,239	0	270,822	0	0
37	H5.4.28		20,000	0.18	28	3,739	0	254,561	0	0
38	H5.5.26		20,000	0.18	28	3,515	0	238,076	0	0
39	H5.7.1		20,000	0.18	36	4,226	0	222,302	0	0
40	H5.7.23		20,000	0.18	22	2,411	0	204,713	0	0
41	H5.8.31		21,000	0.18	39	3,937	0	187,650	0	0
42	H5.10.1		21,000	0.18	31	2,868	0	169,518	0	0
43	H5.10.28		21,000	0.18	27	2,257	0	150,775	0	0
44	H5.11.30		20,000	0.18	33	2,453	0	133,228	0	0
45	H5.12.27		21,000	0.18	27	1,773	0	114,001	0	0
46	H6.1.26		20,000	0.18	30	1,686	0	95,687	0	0
47	H6.2.24		21,000	0.18	29	1,368	0	76,055	0	0
48	H6.3.28		20,000	0.18	32	1,200	0	57,255	0	0
49	H6.4.28		20,000	0.18	31	875	0	38,130	0	0
50	H6.5.24		21,000	0.18	26	488	0	17,618	0	0
51	H6.6.29		20,000	0.18	36	312	0	-2,070	0	0
52	H6.7.28		20,000	0.18	30	0	0	-22,070	-8	-8
53	H6.8.30		20,000	0.18	33	0	0	-42,070	-99	-107
54	H6.9.30		20,000	0.18	31	0	0	-62,070	-178	-285

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX
 業者名: しんわ
 会員番号: 015-023564

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
55	H6.11.1		20,000	0.18	32	0	0	-82,070	-272	-557
56	H6.12.1		20,000	0.18	30	0	0	-102,070	-337	-894
57	H6.12.28		20,000	0.18	27	0	0	-122,070	-377	-1,271
58	H7.1.26		20,000	0.18	29	0	0	-142,070	-484	-1,755
59	H7.2.28		20,000	0.18	33	0	0	-162,070	-642	-2,397
60	H7.3.29		20,000	0.18	29	0	0	-182,070	-643	-3,040
61	H7.4.24		20,000	0.18	26	0	0	-202,070	-648	-3,688
62	H7.5.22		255,268	0.18	28	0	0	-457,338	-775	-4,463
63	H7.5.22	500,000		0.18	0	0	0	38,199	0	0
64	H7.6.1		30,000	0.18	10	188	0	8,387	0	0
65	H7.6.30		30,000	0.18	29	119	0	-21,494	0	0
66	H7.7.26		30,000	0.18	27	0	0	-51,494	-79	-79
67	H7.9.1			0.18	37	0	0	-51,494	-260	-339
68	H7.9.2		31,000	0.18	1	0	0	-82,494	-7	-346
69	H7.9.28		30,000	0.18	26	0	0	-112,494	-293	-639
70	H7.11.1		30,000	0.18	34	0	0	-142,494	-523	-1,162
71	H7.11.7		401,436	0.18	6	0	0	-543,930	-117	-1,279
72	H7.11.7	500,000		0.18	0	0	0	-45,209	0	0
73	H7.12.1		30,000	0.18	24	0	0	-75,209	-148	-148
74	H7.12.29		30,000	0.18	28	0	0	-105,209	-288	-436
75	H8.2.1		30,000	0.18	34	0	0	-135,209	-488	-924
76	H8.3.1		30,000	0.18	29	0	0	-165,209	-535	-1,459
77	H8.3.13		445,615	0.18	12	0	0	-610,824	-270	-1,729
78	H8.3.13	500,000		0.18	0	0	0	-112,553	0	0
79	H8.4.1		30,000	0.18	19	0	0	-142,553	-292	-292
80	H8.4.30		30,000	0.18	29	0	0	-172,553	-564	-856
81	H8.5.28		479,936	0.18	28	0	0	-652,489	-660	-1,516
82	H8.5.28	500,000		0.18	0	0	0	-154,005	0	0
83	H8.7.1		30,000	0.18	34	0	0	-184,005	-715	-715
84	H8.8.1		30,000	0.18	31	0	0	-214,005	-779	-1,494
85	H8.9.2		30,000	0.18	32	0	0	-244,005	-935	-2,429
86	H8.10.1		30,000	0.18	29	0	0	-274,005	-966	-3,395
87	H8.10.11		451,411	0.18	10	0	0	-725,416	-374	-3,769
88	H8.10.11	500,000		0.18	0	0	0	-229,185	0	0
89	H8.10.28		30,000	0.18	17	0	0	-259,185	-532	-532
90	H8.12.2		30,000	0.18	35	0	0	-289,185	-1,239	-1,771
91	H8.12.25		30,000	0.18	23	0	0	-319,185	-908	-2,679
92	H9.1.31		30,000	0.18	37	0	0	-349,185	-1,617	-4,296
93	H9.2.13		443,897	0.18	13	0	0	-793,082	-621	-4,917
94	H9.2.13	500,000		0.18	0	0	0	-297,999	0	0
95	H9.2.25		30,000	0.18	12	0	0	-327,999	-489	-489
96	H9.3.26		30,000	0.18	29	0	0	-357,999	-1,303	-1,792
97	H9.4.30		30,000	0.18	35	0	0	-387,999	-1,716	-3,508
98	H9.6.2		30,000	0.18	33	0	0	-417,999	-1,753	-5,261
99	H9.6.27		30,000	0.18	25	0	0	-447,999	-1,431	-6,692
100	H9.7.28		30,000	0.18	31	0	0	-477,999	-1,902	-8,594
101	H9.8.25		30,000	0.18	28	0	0	-507,999	-1,833	-10,427
102	H9.8.30	115,942		0.18	5	0	0	-402,831	-347	0
103	H9.9.25		30,000	0.18	26	0	0	-432,831	-1,434	-1,434
104	H9.10.31		30,000	0.18	36	0	0	-462,831	-2,134	-3,568
105	H9.12.1		30,000	0.18	31	0	0	-492,831	-1,965	-5,533
106	H9.12.29		30,000	0.18	28	0	0	-522,831	-1,890	-7,423
107	H10.2.2		30,000	0.18	35	0	0	-552,831	-2,506	-9,929
108	H10.2.25	67,108		0.18	23	0	0	-497,393	-1,741	0

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX
 業者名: しんわ
 会員番号: 015-023564

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
109	H10.3.2			0.18	5	0	0	-497,393	-340	-340
110	H10.3.3		25,000	0.18	1	0	0	-522,393	-68	-408
111	H10.3.31		20,000	0.18	28	0	0	-542,393	-2,003	-2,411
112	H10.5.1		21,000	0.18	31	0	0	-563,393	-2,303	-4,714
113	H10.6.1		20,000	0.18	31	0	0	-583,393	-2,392	-7,106
114	H10.7.1		20,000	0.18	30	0	0	-603,393	-2,397	-9,503
115	H10.7.31		20,000	0.18	30	0	0	-623,393	-2,479	-11,982
116	H10.8.31		20,000	0.18	31	0	0	-643,393	-2,647	-14,629
117	H10.9.30		20,000	0.18	30	0	0	-663,393	-2,644	-17,273
118	H10.10.30		20,000	0.18	30	0	0	-683,393	-2,726	-19,999
119	H10.11.30		20,000	0.18	31	0	0	-703,393	-2,902	-22,901
120	H10.12.30		20,000	0.18	30	0	0	-723,393	-2,890	-25,791
121	H11.2.1		20,000	0.18	33	0	0	-743,393	-3,270	-29,061
122	H11.3.1		20,000	0.18	28	0	0	-763,393	-2,851	-31,912
123	H11.3.31		20,000	0.18	30	0	0	-783,393	-3,137	-35,049
124	H11.4.28	73,047		0.18	28	0	0	-748,399	-3,004	0
125	H11.4.30		20,000	0.18	2	0	0	-768,399	-205	-205
126	H11.6.1		20,000	0.18	32	0	0	-788,399	-3,368	-3,573
127	H11.6.30		20,000	0.18	29	0	0	-808,399	-3,131	-6,704
128	H11.7.28		20,000	0.18	28	0	0	-828,399	-3,100	-9,804
129	H11.9.1		20,000	0.18	35	0	0	-848,399	-3,971	-13,775
130	H11.9.29		20,000	0.18	28	0	0	-868,399	-3,254	-17,029
131	H11.11.1		20,000	0.18	33	0	0	-888,399	-3,925	-20,954
132	H11.12.1		20,000	0.18	30	0	0	-908,399	-3,650	-24,604
133	H11.12.29		20,000	0.18	28	0	0	-928,399	-3,484	-28,088
134	H12.1.31		20,000	0.18	33	0	0	-948,399	-4,186	-32,274
135	H12.3.1		20,000	0.18	30	0	0	-968,399	-3,886	-36,160
136	H12.3.29		20,000	0.18	28	0	0	-988,399	-3,704	-39,864
137	H12.4.26		20,000	0.18	28	0	0	-1,008,399	-3,780	-43,644
138	H12.5.31		20,000	0.18	35	0	0	-1,028,399	-4,821	-48,465
139	H12.6.30		20,000	0.18	30	0	0	-1,048,399	-4,214	-52,679
140	H12.7.31		20,000	0.18	31	0	0	-1,068,399	-4,439	-57,118
141	H12.8.31		20,000	0.18	31	0	0	-1,088,399	-4,524	-61,642
142	H12.9.29		20,000	0.18	29	0	0	-1,108,399	-4,311	-65,953
143	H12.10.30		20,000	0.18	31	0	0	-1,128,399	-4,694	-70,647
144	H12.12.1		20,000	0.18	32	0	0	-1,148,399	-4,932	-75,579
145	H12.12.29		20,000	0.18	28	0	0	-1,168,399	-4,392	-79,971
146	H13.1.31		20,000	0.18	33	0	0	-1,188,399	-5,280	-85,251
147	H13.2.28		20,000	0.18	28	0	0	-1,208,399	-4,558	-89,809
148	H13.3.28		20,000	0.18	28	0	0	-1,228,399	-4,634	-94,443
149	H13.4.25		20,000	0.18	28	0	0	-1,248,399	-4,711	-99,154
150	H13.6.1		20,000	0.18	37	0	0	-1,268,399	-6,327	-105,481
151	H13.6.27		20,000	0.18	26	0	0	-1,288,399	-4,517	-109,998
152	H13.8.1		20,000	0.18	35	0	0	-1,308,399	-6,177	-116,175
153	H13.8.31		20,000	0.18	30	0	0	-1,328,399	-5,376	-121,551
154	H13.9.28		20,000	0.18	28	0	0	-1,348,399	-5,095	-126,646
155	H13.10.31		20,000	0.18	33	0	0	-1,368,399	-6,095	-132,741
156	H13.11.29		20,000	0.18	29	0	0	-1,388,399	-5,436	-138,177
157	H13.12.28		20,000	0.18	29	0	0	-1,408,399	-5,515	-143,692
158	H14.1.30		20,000	0.18	33	0	0	-1,428,399	-6,366	-150,058
159	H14.3.1		20,000	0.18	30	0	0	-1,448,399	-5,870	-155,928
160	H14.3.1		278,255	0.18	0	0	0	-1,726,654	0	-155,928

4,556,097 6,345,218

過払元利金 -1,882,582

これは正本である。

平成23年12月9日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 宮原

